無人航空機の飛行に係る申請窓口の移管について (Q&A集)

Q1:移管はいつからですか?

○ 平成29年4月1日からを予定しています。

Q2:どの申請について、移管されるのですか?

- 現在、本省航空局にて受け付けている申請(人口集中地区、夜間飛行、目 視外、30m未満、イベント上空、危険物、物件投下)が移管されます。
- 〇 現在、空港事務所にて受け付けている申請(空港周辺、150m以上)に ついては変更ありません。

Q3: 地方航空局の管轄地域を教えて下さい。

- 新潟県、長野県、静岡県より東は東京航空局の管轄、富山県、岐阜県、愛知県より西は大阪航空局の管轄です。
- 飛行させる場所を管轄する地方航空局に申請して頂くことになります。

東京航空局				大阪航空局			
北海道	青森県	岩手県	宮城県	富山県	石川県	福井県	岐阜県
秋田県	山形県	福島県	茨城県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	大阪府	兵庫県	奈良県	
東京都 神奈川県 新潟県			和歌山県 鳥取県 島根県				
山梨県	長野県	静岡県		岡山県	広島県	山口県	徳島県
				香川県	愛媛県	高知県	福岡県
				佐賀県	長崎県	熊本県	大分県
				宮崎県	鹿児島県	沖縄県	:

- Q4: 飛行させる場所に両局の管轄地域が含まれている場合、どちらに申請すれば良いのですか?
 - 申請者の住所を管轄する地方航空局に申請をお願いします。
 - 代行申請の場合も同様です。

Q5:地方航空局の窓口を教えて下さい。

○ お電話でのお問合せは、東京航空局・大阪航空局共通の「無人航空機へル プデスク」までお願いします。

無人航空機ヘルプデスク:0570-783-072

受付時間:平日午前9時30分から午後6時まで(土・日・祝除く)

○ 電子メールでの申請書(案)の送付は、<u>平成29年4月1日より</u>、以下の アドレスで受け付けます。

東京航空局: cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp

大阪航空局: cab-wmujin-daihyo@mlit.go.jp

○ 郵送又は FAX で申請書(案)を送付される場合には、以下の住所又は FAX 番号までお願いします。

東京航空局:〒102-0074

東京都千代田区九段南 1-1-15

九段第2合同庁舎

東京航空局 保安部 運用課 無人航空機審査担当 宛

FAX 03-5216-5571

大阪航空局: 〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76

大阪合同庁舎第4号館

大阪航空局 保安部 運用課 無人航空機審查担当 宛

FAX 06-6949-6784

Q6:4月1日の前後に申請する場合は、どうすれば良いですか?

- 3月31日までに本省に、事前相談(申請書案の提出)が届いているもの については、本省航空局にて処理を行う予定です。
- 仮に4月1日以降に本省に届いた場合には、管轄する地方航空局に本省航空局から転送致します。

Q7:申請書の書き方に変更はありますか?

- 〇 申請書の宛先を「国土交通大臣」から管轄する「東京航空局長」又は「大 阪航空局長」に変えて頂くことになります。
- その他の記載方法等については、ホームページに申請書の記載例を掲載しておりますので、適宜、ご参照下さい。
- また、申請の手続き及び申請書の記載方法等について、ご不明な点等がありましたら、「無人航空機ヘルプデスク」(0570-783-072)までお問い合わせ下さい。

Q8:許可承認を受けた飛行実績の報告はどこにすれば良いのですか?

- 本省航空局より許可承認を受けた飛行の実績報告については、引き続き、 本省航空局までご提出下さい。
- 地方航空局から許可承認を受けた飛行については、当該地方航空局までご 提出をお願いします。